

一般財形預金（財形積立定期）

（平成 24 年 10 月 18 日現在適用中）

	項 目	内 容
1	商 品 名	・一般財形預金（財形積立定期）
2	販 売 対 象	・当行と財形貯蓄契約を締結しているお取引先企業の従業員の方
3	預 入 期 間	・据置期間（3ヶ月）を含めて3年2ヶ月以上15年2ヶ月以下
4	預 入 方 法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・給与、賞与からの天引で1年に1回以上のお預入れ ・1,000円以上 ・1,000円単位
5	払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された満期日以後に一括して払い戻します ・預入日から1年経過後は、定期預金明細1口毎の払出が可能です
6	利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各分割預入時の店頭に表示する一般財形預金利率を満期日まで適用します ※ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年毎に利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日から期間が1年以上あるものについては、預入時または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行所定の利率を適用します ・満期日以降に一括してお支払いいたします ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7	手 数 料	——
8	付加できる特約事項	——
9	税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税 *平成25年1月1日以降平成49年12月31日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した20.315%の源泉分離課税となります
10	預 金 保 険	・預金保険対象商品です（1金融機関につき1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます）
11	中途解約時の取扱い	・分割預入された積立定期預金の期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します
12	金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、窓口にお問い合わせください
13	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利息は、解約日または書換継続日における普通預金の利率によって計算します ・勤務先事業主経由にてお申込ください ・1人で複数の契約が可能です

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109